

「ディプロマポリシー」

修士

○到達目標

「知識・理解」

(1)言語、音楽情報、環境音、視覚情報、視聴覚文化などの分野について体系的に理解し、特定の分野に焦点を当てて、その専門的内容を的確に説明できる。

(2)音情報源の機能や特性を体系的に学び、情報伝達の場を物理的に解析・制御し、人間にとって最適な音響情報伝達を実現するための専門的技術についての確に説明できる。

(3)画像をはじめ視覚情報や視覚メディアに対する様々な処理や知的利用に関して体系的に理解し、特定の課題に焦点を当てた研究の知識を有して、わかりやすく説明できる。

(4)ホール・劇場等に関わる芸術、マネジメント、工学の各分野の内容について体系的に理解し、その専門的内容や関連性を的確に説明できる。

「専門的能力」

(1)視聴覚情報を融合する手段や方策などを研究活動に活用できる。

(2)音響情報を効果的に伝達し、活用する手段や方策などを研究活動に活用できる。

(3)専門分野の十分な理解と統合的把握能力を得ると共に、数理的な解析とコンピュータによる数値計算の能力を有し、画像情報伝達に関する諸問題の研究に活用できる。

(4)芸術、マネジメント、工学の各分野の内容を融合する手段や有機的な連携方策などを研究活動に活用できる。

「汎用的能力」

(1)コミュニケーション・スキルと自己表現能力を鍛え、他の領域と積極的に交流できる視点を養う。

(2)より幅広い科学的手法と論理的思考力および実践能力を身につけると共に、科学・技術と人間・社会とのかかわりの問題を理解し考慮することができる。

「態度・志向性」

(1)視聴覚文化、視聴覚コミュニケーションのあり方についての課題解決に積極的に挑戦する態度を持つ。

(2)音を用いた各種情報伝達についての課題解決に積極的に挑戦する態度を持つ。

(3)画像情報分野における問題を自律的に見出し解決しようとする積極性を持つ。その過程では、社会を視野に入れた多様な視点及び他者との協働を重視する柔軟性を備える。

(4)ホール・劇場における芸術・工学の知識に基づいた新しいマネジメントについての課題解決

に積極的に挑戦する態度を持つ。

博士

○到達目標

「知識・理解」

(1)言語、音楽情報、環境音、視覚情報、視聴覚文化などの分野について体系的に理解し、特定の分野に焦点を当てて、その高度な専門的内容を的確に説明できる。

(2)音情報源の機能や特性を体系的に学び、情報伝達の場を物理的に解析・制御し、人間にとって最適な音響情報伝達を実現するための高度な専門的技術についての的確に説明できる。

(3)画像をはじめ視覚情報や視覚メディアに対する様々な処理や知的利用に関して体系的に深く理解し、特定の課題に関する優れた研究成果を有して、わかりやすく説明できる。

「専門的能力」

(1)視聴覚情報を融合する手段や方策などを研究活動に高度に活用できる。

(2)音響情報を効果的に伝達し、活用する手段や方策などを研究活動に高度に活用できる。

(3)専門分野の高度な理解と統合的把握能力を得ると共に、数理的な解析とコンピュータによる数値計算の高い能力を有し、画像情報伝達に関する諸問題の高度な研究に活用できる。

「汎用的能力」

(1)外国語を含むコミュニケーション・スキルと自己表現能力を鍛え、他の領域と国際レベルで積極的に交流できる視点を養う。

(2)より幅広い高度な科学的手法と論理的思考力および実践能力を身につけると共に、科学・技術と人間・社会とのかかわりの問題を深く理解し考慮することができる。

「態度・志向性」

(1)視聴覚文化、視聴覚コミュニケーションのあり方についての課題解決に積極的に挑戦する態度を持ち、社会貢献に活かすことを志向する。

(2)音を用いた各種情報伝達についての課題解決に積極的に挑戦する態度を持ち、社会貢献に活かすことを志向する。

(3)画像情報分野における問題を自律的に見出し解決しようとする高い積極性を持つ。その過程では、社会を視野に入れた多様な視点及び他者との協働を重視する柔軟性を備える。

「カリキュラムポリシー」

●教育プログラム

◇教育課程の履修方法ア 履修方法

【修士課程（30 単位以上）】

①コース内共通科目：12 単位以上

コミュニケーションデザイン科学コースのコース内共通科目として、「コミュニケーションデザイン科学特別演習 I 及び 11」（各 4 単位）を設定しており、必修です。これらの科目は主として研究指導を目的としたものです。また、学部で学んだ教育内容が異なる各種学生に対して、本コースの基礎となる内容を理解させる目的で、

「視聴覚情報融合特論演習」、「音響情報伝達特論演習」、「画像情報伝達特論演習」を開設します。

これらの内、2 科目を選択必修とします。

②講座内科目：6 単位以上

学生各自の所属講座で開設される授業科目を 6 単位以上選択履修すること。また、各講座の専門科目には PBL（Problem Based Learning）が設定されています。いわゆる課題解決型の演習科目であり、大きな課題の中で受講学生自らが実行すべき具体的課題を設定、適宜教員の指導を受けながら遂行し、最終的には構成員へ成果をプレゼンテーションするという形式の演習科目です。

③他講座科目：4 単位以上

学生各自の所属コースにおいて所属講座以外の講座で開設される授業科目から 4 単位以上選択履修する。

④自由科目：8 単位以上

芸術工学専攻修士課程の授業科目（各コースの特別演習 I 及び 11 を除く。）から選択履修する。ただし、研究指導教員が必要と認める場合には、芸術工学府他 専攻、他学府及び芸術工学部の授業科目から 4 単位まで選択履修することができます。

【博士後期課程（10）単位以上】

①修士課程との共通開設科目：4 単位

芸術工学専攻の修士課程及び博士後期課程の共通科目として設定されている 95 科目（各コースの特別演習 I 及び 11 を除く科目）から、4 単位以上を修得する。なお、修士課程で単位を修得した科目を再度履修することは原則認めません。

②博士後期課程独自開設科目：6 単位以上

学生が指導を受ける教員等により、研究指導を主な目的とする当該科目を 6 単位以上選択履修する。イ 教育課程等の概要

※表省略

◇研究指導体制

①入学時に学生毎に指導教員を定め、必要であれば関連分野から副指導教員を定めます。

②修士論文の研究テーマは、入学前に確認したことを中心に、指導教員及び副指導教員の指導のもとに決定します。

③指導教員及び副指導教員は、研究テーマが一連の研究手順に沿って進行していくように指導し、論文作成を指導します。

④指導教員及び副指導教員は、その学生の理解度、進行度等を学期ごとに評価しながら指導するものとします。1年次終了時点（博士後期課程は1年次及び2年次終了時点）で、研究の進捗状況についての中間報告を義務付けます。

◇修了要件、成績評価基準・評価方法等

【修士課程】ア 修了要件

課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は作品を提出して、その審査及び最終試験に合格することが必要です。

イ 成績評価基準・評価方法

授業科目の成績は、シラバスに記載された成績評価基準・評価方法により評価されます。

※表省略

【博士後期課程】ア 修了要件

課程に3年以上在学して、10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。イ 成績評価基準・評価方法

授業科目の成績は、シラバスに記載された成績評価基準・評価方法により評価されます。

※表省略

## 「アドミッションポリシー」

教育プログラム

教育課程の履修方法

ア 履修方法

【修士課程(30単位以上)】

①コース内共通科目:12単位以上

コミュニケーションデザイン科学コースのコース内共通科目として、「コミュニケーションデザイン科学特別演習Ⅰ及びⅡ」(各4単位)を設定しており、必修です。これらの科目は主として研究指導を目的としたものです。また、学部で学んだ教育内容が異なる各種学生に対して、本コースの基礎となる内容を理解させる目的で、「視聴覚情報融合特論演習」、「音響情報伝達特論演習」、「画像情報伝達特論演習」を開設します。これらの内、2科目を選択必修とします。

②講座内科目:6単位以上

学生各自の所属講座で開設される授業科目を6単位以上選択履修すること。また、各講座の専

門科目には PBL (Problem Based Learning) が設定されています。いわゆる課題解決型の演習科目であり、大きな課題の中で受講学生自らが実行すべき具体的課題を設定、適宜教員の指導を受けながら遂行し、最終的には構成員へ成果をプレゼンテーションするという形式の演習科目です。

③他講座科目:4 単位以上

学生各自の所属コースにおいて所属講座以外の講座で開設される授業科目から 4 単位以上選択履修する。

④自由科目:8 単位以上

芸術工学専攻修士課程の授業科目(各コースの特別演習 I 及び II を除く。)から選択履修する。ただし、研究指導教員が必要と認める場合には、芸術工学府他専攻、他学府及び芸術工学部の授業科目から 4 単位まで選択履修することができます。

【博士後期課程(10)単位以上】

①修士課程との共通開設科目:4 単位

芸術工学専攻の修士課程及び博士後期課程の共通科目として設定されている 95 科目(各コースの特別演習 I 及び II を除く科目)から、4 単位以上を修得する。なお、修士課程で単位を修得した科目を再度履修することは原則認めません。

②博士後期課程独自開設科目:6 単位以上

学生が指導を受ける教員等により、研究指導を主な目的とする当該科目を 6 単位以上選択履修する。

イ 教育課程等の概要

研究指導体制

①入学時に学生毎に指導教員を定め、必要であれば関連分野から副指導教員を定めます。

②修士論文の研究テーマは、入学前に確認したことを中心に、指導教員及び副指導教員の指導のもとに決定します。

③指導教員及び副指導教員は、研究テーマが一連の研究手順に沿って進行していくように指導し、論文作成を指導します。

④指導教員及び副指導教員は、その学生の理解度、進行度等を学期ごとに評価しながら指導するものとします。1 年次終了時点(博士後期課程は 1 年次及び 2 年次終了時点)で、研究の進捗状況についての中間報告を義務付けます。

修了要件、成績評価基準・評価方法等

【修士課程】

ア 修了要件

課程に 2 年以上在学して、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は作品を提出して、その審査及び最終試験に合格することが必要です。

イ 成績評価基準・評価方法

授業科目の成績は、シラバスに記載された成績評価基準・評価方法により評価されます。

入学者選抜の基本方針(入学要件、選抜方式、選抜基準等)

#### 【修士課程】

##### ア 出願資格

##### a 一般選抜

- ①学校教育法第 52 条に定める大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者及び学士の学位を授与される見込みの者
- ③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑥文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号参照) ⑦学校教育法第 67 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学府において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑧次のいずれかに該当する者であって、本学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
  - (1)学校教育法第 52 条に定める大学に 3 年以上在学した者
  - (2)外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
  - (3)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
  - (4)我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑨本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者及び 22 歳に達する者

##### b 社会人特別選抜

次の各項のいずれかに該当する者で、官公庁、企業又は教育機関等の職員として 2 年以上勤務経験のある者

- ①大学教育法第 52 条に定める大学を卒業した者
  - ②学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者
  - ③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - ⑤我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - ⑥文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号参照)
  - ⑦外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学府において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - ⑧本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び平成 20 年 3 月末までに 22 歳に達する者
- (注)「企業又は教育機関等の職員」には、週 15 時間以上勤務している者及び自営業者も含まれません。

c 外国人留学生特別選抜

日本国籍を有しない者(日本国永住許可を得ている者を除く。)で、次のいずれかに該当する者

- ①日本の大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- ②学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者及び学士の学位を授与される見込みの者
- ③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- ⑥文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号参照)
- ⑦大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑧本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び 22 歳に達する者

イ 入学試験は、次の選抜方式により行います。

- a 一般選抜
- b 社会人特別選抜
- c 外国人留学生特別選抜

#### ウ 選抜基準

##### a 一般選抜

学力検査(専門科目、英語)、面接及び成績証明書の結果を合わせて総合評価して6段階(ABCDEF)で判定します。

##### b 社会人特別選抜

面接及び成績証明書の結果を合わせて総合評価して6段階(ABCDEF)で判定します。

##### c 外国人留学生特別選抜

学力検査(専門科目)及び面接の結果を合わせて総合評価して6段階(ABCDEF)で判定します。

#### 【博士後期課程】

##### ア 出願資格

##### a 一般選抜

- ①修士の学位又は専門職学位を有する者及び取得見込みの者
- ②外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ⑤文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号参照)
- ⑥本学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者及び24歳に達する者

##### b 社会人特別選抜

次の各項のいずれかに該当する者で、研究機関、教育機関又は企業等の職員として2年以上勤務経験のある者

- ①修士の学位又は専門職学位を有する者
- ②外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門



職学位に相当する学位を授与された者

④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑤文部科学大臣の指定した者(平成元年 9 月 1 日文部省告示第 118 号参照)

⑥本学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者又は 24 歳に達する者

(注)「研究機関、教育機関又は企業等の職員」には、週 15 時間以上勤務している者及び自営業者も含まれます。

イ 入学試験は、次の選抜方式により行います。

a 一般選抜

b 社会人特別選抜

ウ 選抜基準

a 一般選抜

面接及び成績証明書の結果を合わせて総合評価して 6 段階(ABCDEF)で判定します。

b 社会人特別選抜

面接及び成績証明書の結果を合わせて総合評価して 6 段階(ABCDEF)で判定します。